

○総務省令第一号
財務省令第一号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

財務大臣 麻生 太郎

令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令

令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（令和二年総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>令和三年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令</p> <p style="text-align: center;">地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和三年度においては二千四百億円と、令和四年度においては二千五百億円と、令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令</p> <p style="text-align: center;">地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和二年度においては六百億円と、令和三年度においては四百億円と、令和四年度及び令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。</p>

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。